

# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3K6Z13C00020	3L6B1A00010 0001		GRD-Z000856				
品名 または 件名							
機動舟艇に関する調査研究							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸幕							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和5年10月31日(火)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/g sdf/dc/cfin/html/>)

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない  
入札日時場所：令和5年5月19日(金)10時00分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### 2 競争参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の一般競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」で関東・甲信越地域の資格を有する者であつて、A、B、C等級に格付けされた者であること。
- (4) 「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について(通達)」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 前号の「資本関係又は人的関係のある」場合は、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (9) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。
- (10) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除対象者として指定されている者でないこと。

### 3 入札及び契約締結に係る業務予定

#### (1) 入札説明会

実施しない。

#### (2) 提出書類

ア 入札参加希望者は、令和04・05・06年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写しを入札日時までに提出すること。

イ 「防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用にあたっての追加事項について（通知）」の第4項（1）、（2）、（3）、（4）の資料を1部作成し、令和5年4月28日（金）までに担当者に提出すること。

#### (3) 入札及び開札

ア 入札日時場所：令和5年5月19日（金）10時00分 中央会計隊 入札室（E-1棟 6F）

イ 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を下記担当者に連絡の上、入札実施日の前日17時00分（前日が休日又は休業日の場合は、その前日）まで担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札者は、入札日時までに委任状を提出すること。

#### オ 落札者の決定

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### カ 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

#### キ 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

ク 最低入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、落札判定を保留し予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力されたい。

ケ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

コ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所別途執行日時を示して、後日執行する。

#### (5) 契約条項を示す場所

ア 陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html>）

#### イ 適用する契約条項

標準契約書に示す下記条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

なお、経費率算定対象業者については

「利益制限契約に関する特約条項」

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

「原価監査付契約に関する特約条項」

を上記条項に追加する。

#### (6) 契約書の作成（契約締結）

契約金額が50万円以上の場合には請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については落札者に説明する。

#### (7) 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3契約班 野高（TEL：03-3268-3111 内線47567）

（FAX：03-5269-5135 直通）

仕様書の内容に関する事項

陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室 河口（TEL：03-3268-3111 内戦41778）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
機動舟艇に関する調査研究	GRD-Z000856		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和5年3月9日	
	変 更	年 月 日	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部防衛部防衛課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、機動舟艇の設計・建造に関する調査研究について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

#### 1.2.1 機動舟艇

高速の海上機動が可能な小型の輸送艦艇をいう。

#### 1.2.2 技術者

機動舟艇の設計、建造及び事業内容に含む企業に所属する設計、建造及び装担当者をいう。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 引用文書

##### 1) 規格

日本産業規格

日本海事協会規格

防衛省規格

##### 2) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### 3) 法令等

計量法（平成4年法律第51号）

船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）

研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号令和4年3月31日）

防衛省船舶設計基準

防衛省船舶設計基準細則

## 自衛艦工作基準

### b) 関連文書

新たな重要装備品等の選定に係る手続の明確化・透明化の措置について（通達）（防整計（事）第118号。令和元年8月21日）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

- a) この役務は、機動舟艇の設計・建造等に関する基礎資料の取得を目的とし、各調査項目の技術資料等の調査・検討を実施する。役務の履行においては日本語での対応を基本とし、これにより難しい場合は通訳を手配するものとする。
- b) 武器を搭載した防衛省の艦船の設計及び武器ぎ装に関する実績を有すること。

### 2.2 役務内容

役務の内容は、次によるものとし、成果報告書にまとめる。

- a) 設計、建造及び運用に関して、適用すべき設計基準及び規則等の検討  
機動舟艇の設計及び建造に当たり適用すべき設計基準、規則等を検討する。また、運用時に適用される法令等について整理し、報告する。なお、検討に必要な前提条件等は契約後に示す。
- b) 建造に関して、作成すべき図面・図書の検討  
機動舟艇の基本設計に資する図面や計算書、配置図等について図書目録として取りまとめる。
- c) 設計及び建造上の課題及び処置の一案の検討  
官の示す条件等に基づき設計及び建造する際の課題及び処置の一案を検討する。特に、設計における実現可能性について十分に検討するため、官の示す条件等に基づき、機動舟艇の概略設計を実施するものとする。その際、官の示す条件等のうち、実現できない項目については、どのような条件等であれば実現可能かを示すこと。なお、検討に必要な前提条件等は契約後に示す。
- d) 建造に関する工程の検討  
機動舟艇を建造する際の工程を検討する。その際、官側の承認や検査等の必要期間、引渡し場所等について考慮した、契約から材料及び機器納入、設計、海上公試、引渡し等を含む工程を検討する。
- e) 建造費用の検討  
機動舟艇の建造費用について、上記検討結果を反映し、経費の検討を行う。
- f) 搭載火器の検討  
種類の異なる火器をそれぞれ搭載した場合の設計上の影響を検討し、成立性を検討する。検討に必要な搭載火器の種類は契約後に示す。

#### 2.2.1 実施計画書の作成

契約の相手方は、この調査研究の実施に先立ち、調査研究の細部項目、日程、実施要領並びに作業従事者名簿を記載した実施計画書を作成し、2.6に示す審議会において監督官の確認を得た後、調達要求元に提出するものとする。

#### 2.2.2 成果報告書の作成

契約の相手方は、2.2に基づき実施した調査研究の内容について、成果報告書を作成し、2.6に示す審議会において確認を得た後、監督官に提出するものとする。

### 2.3 本役務の実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下“業務従事

者” という。) を確保すること。

- b) a)における業務従事者は、機動舟艇の建造及び維持整備に関する調査研究ができる経験、業績等を有するほか、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。
- 1) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる技術を有しており、機動舟艇に関する技術情報等を得ることができること。
  - 2) 自衛隊の船舶の設計、建造、維持整備に関する技術的知識に精通していること。
  - 3) 1)及び 2)を踏まえ、機動舟艇の建造に係る技術資料の作成ができる能力を有すること。
- c) a)の業務従事者が、b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- e) この事業の履行に当たり保全すべき情報が存在する場合、知り得た情報を適切に管理できること。

## 2.4 調査研究の実施

契約の相手方は、実施計画書に基づき、調査研究を実施する。

## 2.5 履行場所

履行場所は、契約の相手方工場及び官側が指定する場所とする。

## 2.6 審議会

契約の相手方は、この調査研究の実施にあたり、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室長の指名する官側関係者によって構成される審議会に参加し、審議を受けるものとする。審議会は、表1を標準とする。

表1－審議会

名称	内容	時期	場所
計画審議会	実施計画書の妥当性	契約後速やかに。	防衛省陸上幕僚監部
中間審議会	中間調査状況	実施計画書による。	
成果審議会	成果報告書の妥当性	実施計画書による。	

## 3 品質保証

### 3.1 監督

監督は、次による。

- a) 監督官は、この仕様書に基づく役務の履行に必要な指示、監督を行うものとする。
- b) 契約の相手方は、実施計画書及び各審議会の議事録を作成し、監督官の承認を受けるものとする。
- c) 契約の相手方は、成果報告書を作成し、監督官の承認を受けた後、監督官経由で検査官に提出するものとする。

### 3.2 検査

検査は、成果報告書について書類審査を行う。

#### 4 その他の指示

##### 4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

番号	書類名	提出先	部数	提出時期	備考	
1	実施計画書 a) b)	監督官	1	契約後速やかに	様式適宜	
2	審議会議事録 a) b)		各1	各審議会終了後速やかに	様式適宜	
3	中間報告書 a) b)		1	令和5年7月末	様式適宜	
4						建造費用の概算見積
5	成果報告書 a) b) c)		2	成果審議会から令和5年10月末まで	様式適宜	
6						適用基準の検討結果
7						図書目録
8						設計上の課題及び処置の 一案に関する検討資料
9						建造工程表 (案)
10						搭載火器の検討資料
11	成果報告書要旨 a) b)		1	成果審議会から令和5年10月末まで	様式適宜	

注 a) 様式は適宜とし、用紙はA列4番とする。やむを得ない場合には、A列3番をA列4番に折り込む。

注 b) 提出は電子媒体 (DVD-R) によるものとし、同時期に提出することとされている提出書類については、複数の提出書類を1つの媒体に格納して提出してもよい。ただし、電子データ形式は、Microsoft WORD2007以降、EXCEL2007以降、図面はPDFとする。

注 c) 提出部数のうち1部は、電子媒体とする。

##### 4.2 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防衛省（事）第137号 令和4年3月31日）における特約条項及び情報セキュリティ基準に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として、契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報について、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取扱われることを保障する履行体制官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせないことを保障する履行体制
- b) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社等、契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

#### 4.3 その他

- a) 知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。
- b) 官側資料の使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2による。
- c) 契約の相手方は、監督・検査に必要な資料を官側の要求によって、閲覧に供する。
- d) 契約の相手方は、必要に応じ官の主催する会議に参加するものとする。
- e) この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3 L 6 B 1 A 0 0 0 1 0
	調 達 要 求 年 月 日	令和 5 年 4 月 6 日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室
	作 成 年 月 日	令和 5 年 3 月 9 日
品 名	機動舟艇に関する調査研究	
仕 様 書 番 号	GRD-Z000856	

1 指定事項

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号。21.7.31）添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

保護すべき情報を次のとおり指定する。

番 号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備 考
1	機動舟艇の設計に係る調査データ	—	中間報告書 成果報告書 審議会議事録	
2	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号1で指定した保護すべき情報を除く。）	—	実施計画書	